

奨学生の申込手続き等について

以下に掲載しております「平成31年度 奨学生申込のしおり」について、奨学金の申込を希望される方は、在学する高等学校等で交付を受けてください。

(高等学校等から交付される申込のしおりには、申込書も入っております。)

- 奨学金の申込については、学校を通じての申込になります。
- 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。
- 申込期間は、平成31年4月中旬から5月上旬の間で各学校が定める期間となります。
- 各学校により申込期間(締切日)が異なりますので、必ず学校に確認してください。

平成31年度 奨学生申込みのしおり



公益財団法人 大阪府育英会

採用貸付課

☎534-0026

大阪市都島区網島町6番20号

大阪私学会館2階

TEL 06-6357-6272 (ダイヤルイン) FAX 06-6358-3053

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

業務時間 平日(9:00~17:30)

ホームページ(URL) <http://www.fu-ikuei.or.jp>

平成31年度予約奨学生貸付予定者で、「進学届」・「奨学資金借用証書」を平成31年4月上旬に学校へ提出した方は、平成31年度の奨学生として本採用になりますので今回の奨学生募集には申込みする必要はありません。

また、すでに奨学資金の貸付を受けている方も申込みの必要はありません。

1 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子の奨学金です。

2 申込資格

- 学校教育法による次の学校に在学する生徒であること。
 - ①高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校
 - ②専修学校(高等課程)(ただし修業年限1年以上の学科)
- 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること
保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。
- 平成30年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が次のとおりであること
国公立 418,500円未満(年収めやす※800万円未満)
私立 578,500円未満(年収めやす※1,000万円未満)
※年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。

3 貸付額と貸付時期

■奨学資金貸付額(年額)

- (1)道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円未満(年収めやす800万円未満)の場合(国公立学校・私立学校とも)

「授業料実質負担額※ + その他教育費10万円」の範囲内で希望する額(1万円単位)

授業料実質負担額が無償となる場合、貸付限度額は10万円です。

※授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

- (2)道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が578,500円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)の場合(私立学校のみ)

「授業料実質負担額」の範囲内で希望する額(1万円単位)。但し24万円※を上限とします。

※授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

【新1年生】

私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。詳細は、別表(1年生の方)を参照してください。

【新2・3年生】

私立高校等に3人以上通わせている世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付対象外となる場合があります。詳細は、別表(2・3年生の方)を参照してください。

■ 貸付時期

第1回目	第2回目	第3回目
7月10日(水)	10月11日(金)	1月30日(木)

奨学金は、貸付年額に応じて年1回～3回に分けて、奨学生本人の預貯金口座に振り込みます。

(貸付年額が20万円以下の場合は第1回目の7月10日(水)の貸付のみです。)

貸付期間は、在学する学校の正規の最短修業期間です。

2年目からの第1回目の振込は、5月30日となります。但し、金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。

4 申込みの手続き

提出書類	① 奨学生申込書 ② 保護者の収入に関する証明書(申込書C票とその裏面の見本を参照して提出してください。) ③ 生徒本人及び保護者の住民票 ※保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。 ※別紙【住民票提出における注意事項】を熟読いただいて申込書に添付してください。 注意事項に記載してある内容が守られていない場合は、受付できません。 ④ 生徒本人名義の通帳コピー(申込書B票を参照して提出してください。) ⑤ 奨学資金借用証書(連帯保証人の印鑑登録証明書添付) ※提出書類の署名欄については、必ずそれぞれが自分自身で記入・捺印してください 借用人(生徒本人)と連帯保証人等が同一筆跡の場合は、受付できません。
提出期限	学校が指定する期日(期限厳守) 【 学校 提出 期限 : 月 日 () 】
提出先	在学する高等学校等

5 採否決定の通知

- (1) 採否決定の通知は、6月下旬に学校長を通じ申込者(生徒本人)に通知します。
- (2) 採用通知書を受けた方は、育英会所定の奨学生原票(採用通知時に交付)に必要な事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

6 奨学資金の貸付

- (1) 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
- (2) 休学、留年、退学、転学、連帯保証人の変更又は届出事項等に変更があったときは、学校を通じて育英会に届け出てください。これらの異動の届出を怠ったときは、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。
- (3) 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。
- (4) 毎年度、保護者の所得状況を確認し当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。また、超過貸付が生じた場合は返還していただきます。
- (5) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用した事が判明した場合は、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。

7 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた方について、奨学資金の貸付が終了したとき又は奨学資金の貸付が廃止されたときは、今までに貸付を受けた金額及び時期を学校長を経て奨学生に通知します。

なお、通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経て大阪府育英会に提出していただきます。

8 奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。返還金は後輩のための奨学金になりますので、定められた返還方法で確実に返還してください。

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経ってから、定められた金額を借用人(生徒本人)の預貯金口座から振替で返還していただきます。
※退学等卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。
- (2) 返還方法は、月賦(振替日は毎月27日)が原則です。
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対し滞納期間に応じ年率14.6%の延滞金が課されます。また、返還できる資力があながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。
- (4) 返還総額(貸付総額)に対する返還年額は、下の表のとおりです。
返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額(貸付総額)	返還月額	返還年額
1,440,000 円以下	8,000 円	96,000 円
1,440,000 円超え 1,620,000 円以下	9,000 円	108,000 円
1,620,000 円超え 1,800,000 円以下	10,000 円	120,000 円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円(年額12,000円)が加算されます。		

9 個人情報の利用目的等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし住所確認調査を行います。

10 注意事項

- (1) 奨学資金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、返却いたしません。
- (4) 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。
在留資格:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者。
なお、定住者については、将来日本に永住する意志のない方は申込資格がありません。
- (5) 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。

申込み書類に添付する書類の見本

(添付する書類はコピーでも可。)

見本 A

[大阪市の例] ①、②、③をすべて提出してください。

平成30年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期限

期別	税額(14)	充当額(15)	差引納付額(14-15)	納期限
第1期	円	円	円	平成30年7月2日
第2期	円	円	円	平成30年8月31日
第3期	円	円	円	平成30年10月31日
第4期	円	円	円	平成31年1月31日

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期の日に引き落とします。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	振替方法

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額	変更前税額	差引増減額
30年4月	円	円	円
30年6月	円	円	円
30年8月	円	円	円
30年10月	円	円	円
30年12月	円	円	円
31年2月	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、平成30年10月以降の税額は次の公的年金から徴収します。

公的年金の種類	公的年金の支払者	支払者の法人番号

平成31年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額
31年4月	円
31年6月	円
31年8月	円

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各納期までに納めてください。

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。

①納税通知書兼税額決定(充当)通知書と課税明細書は、あわせて課税(所得)証明書として使用できる場合がありますので、大切にしてください。

②課税(課税)の税額や税率などについては請求書をご覧ください。また、所得金額、所得控除額及び市民税・府民税などの内訳については税目、3税目の課税明細書をご覧ください。

平成30年度 市民税・府民税課税明細書(その1)

課税区分 台帳番号 区分

所得金額、課税標準額及び算出所得割額の内訳

所得区分	所得金額	繰越損失額	扶養親族等該当区分	本人該当区分	所得控除の内訳
給与所得	円	円			雑 捐 円
不動産所得	円	円			医療費 円
雑所得	円	円			社会保険料 円
所得控除前所得額	円	円			生 命 保 険 料 円
所得控除額	円	円			地 震 保 険 料 円
算出所得割額	円	円			養 老 保 険 料 円
市民税	円	円			養 老 保 険 料 円
府民税	円	円			養 老 保 険 料 円

ここに表示されている金額が「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」です。

平成30年度 市民税・府民税課税明細書(その2)

課税区分 台帳番号 区分

市民税・府民税の内訳

課税区分	市民税	府民税	合計
算出所得割額の合計(1)	円	円	円
所得控除額(2)	円	円	円
均等割額(7)	円	円	円
特別徴収税額(8)	円	円	円
控除不足額(9)	円	円	円
既充当額(10)	円	円	円
既納付額(11)	円	円	円
差引納付額(11-10-12)	円	円	円
変更前税額(12)	円	円	円
増減額(8-12)	円	円	円
変更月			

各社会額の明細

社会額	金額
生 命 保 険 料 (1)	円
地 震 保 険 料 (2)	円
公的年金から差し引く税額(特別徴収税額) (3)	円
均等割額(7)	円
特別徴収税額(平成30年4月～平成30年8月分) (4)	円
特別徴収税額(平成30年10月～平成31年2月分) (5)	円
うちうち普通徴収税額(④-⑤-⑥)	円

寄附金税額控除額(5)の算出の基礎となる寄附金の額

区 分	金 額
都道府県・市区町村に対するもの	円
日本赤十字社・共同募金会に対するもの	円
条件により大阪府・大阪市に指定された大阪府のみ指定	円
指定された大阪府のみ指定	円
他の大阪府のみ指定	円

ここに表示されている*又は人数が「扶養」の内容です。

見本 B

平成30年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与収入 給与所得 給与所得 給与所得以外の合算 所得区分 総所得金額(1)

課税標準

所得区分	課税標準
雑所得	円
山林所得	円
分離短期譲渡	円
分離長期譲渡	円
株式等の譲渡	円
先物取引	円

扶養親族等該当区分 本人該当区分

氏名	年齢	扶養親族等該当区分	本人該当区分

所得控除

所得控除	金額
雑 捐	円
医療費	円
社会保険料	円
小規模企業共済	円
生命保険料	円
地震保険料	円
所得控除合計②	円

所得割額

所得割額	金額
算出所得割額(1)	円
所得控除額(2)	円
均等割額(7)	円
特別徴収税額(8)	円
控除不足額(9)	円
既充当額(10)	円
既納付額(11)	円
差引納付額(11-10-12)	円
変更前税額(12)	円
増減額(8-12)	円
変更月	

支給者番号 氏名 指定番号

住 所 宛名番号

あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として(大阪市長が大阪市の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

大 阪 市 長

平成 年 月 日

納付額

納付額	金額
6月分	円
7月分	円
8月分	円
9月分	円
10月分	円
11月分	円
12月分	円
1月分	円
2月分	円
3月分	円
4月分	円
5月分	円

問合せ先：大阪府 〇〇〇 市税事務所 市民税等グループ 電話 (06)〇〇〇〇-〇〇〇〇

重要

【 住民票提出における注意事項 】

大阪市の見本

1. 住民票の提出

「申込者（生徒本人）及び保護者の住民票」を提出してください。（申込書C票へ貼付）

- ◎ 申込者（生徒本人）及び保護者全員分の提出が必要になります。
保護者が父母の場合は、両方の提出が必要です。
- ◎ 原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。（注1）
コピーや古いものは使用できません。

2. 住民票の種類

個人の住民票、又は世帯全員の住民票のいずれでも結構です。

(1) 個人

申込者（生徒本人）及び保護者の住民票を個別で提出する場合、保護者が父母であれば、
申込者（生徒本人）1通・父1通・母1通の計3通の提出が必要となります。

(2) 世帯全員

申込者（生徒本人）と保護者が同一世帯の場合は、世帯全員の住民票1通の提出となります。
世帯全員の住民票には、申込者（生徒本人）と保護者以外の同居人（兄弟等）の内容も記載されていますので、ご注意ください。

【特に注意いただきたいこと】

(注2)「複数枚綴り」の住民票は綴りを解かず、必ず「全て」提出してください。
綴りを解いたもの（バラバラにしたものや一部の書類を抜いたもの）は、受付しません。
申込者（生徒本人）と保護者以外の同居人（兄弟等）の分を抜かないようご注意ください。

3. 表示省略できる項目

下記の項目については、表示がなくても受付できます。（注3）

1. 世帯主
2. 続柄 **（ただし、ひとり親の証明書類として提出する場合は、表示が必要です。）**
3. 個人番号（いわゆる「マイナンバー」）
4. 本籍
5. 筆頭者

4. 保護者が外国籍の方

保護者が外国籍の場合は、「在留資格」の表示が必要です。（注4）

※ 必要な在留資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

大阪市〇〇区		住 民 票	
住 所	都島区網島町6番20号	(注3)	表示不要
世帯主	奨学 太郎		
氏 名	奨学 太郎		
生 年 月 日	昭和47年4月10日	個人番号	記載省略
性 別	男	続柄	世帯主
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日	市民となった年月日	昭和47年4月10日
届出をした年月日	平成〇年〇月〇日		
本籍	記載省略		
筆頭者	記載省略		
前住所	平成〇年〇月〇日 異動		
備考	平成〇年〇月〇日 届出		大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
氏 名	SHOGAKU HANAKO ELIZABETH 奨学 花子 エリ	(注4)	保護者が外国籍の方は、表示が必要です。
通称	奨学 花子	個人番号	記載省略
生 年 月 日	1974年1月1日	外国人住居	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
性 別	女	続柄	妻
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日	届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
届出をした年月日	平成〇年〇月〇日	在留カード等の番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
国籍・地域	米国	第30条の45に規定する区分	中长期在留者
在留資格	在留資格:日本人の配偶者等	在留期間等の満了の日	〇年〇月〇日
在留期間等	3年		
前住所	平成〇年〇月〇日 異動		
備考	平成〇年〇月〇日 届出		大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
氏 名	奨学 希望		
生 年 月 日	平成15年8月17日	個人番号	記載省略
性 別	女	続柄	子
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日	市民となった年月日	平成15年8月17日
届出をした年月日	平成〇年〇月〇日		
本籍	記載省略		
筆頭者	記載省略		
前住所	平成〇年〇月〇日 異動		
備考	平成〇年〇月〇日 届出		大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入
氏 名	*** 以下余白 ***		
生 年 月 日		個人番号	
性 別		続柄	
住所を定めた年月日		市民となった年月日	
届出をした年月日			
本籍			
筆頭者			
前住所			
備考			

20190419-〇〇区-ABCD1111-0123

(1/1)

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。
平成31年 4月19日

大阪市〇〇区長

電子
公印

(注1)
原本（コピー不可）
当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの

(注2)
この表記で「1/2」「2枚中、うち1枚」のように
複数枚ある場合は、必ず漏れなく提出してください。

1年生の方

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の方

■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。その場合、貸付年額を調整することができます。

全日制

【私立高校生のみ1人の子どもを扶養する世帯】

標準授業料：60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円						300,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	0円								
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	200,000円	481,200円	600,000円			
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	281,200円	118,800円				
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満			
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満			

【私立高校生を含んで3人以上の子どもを扶養する世帯(※3)】

標準授業料：60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円					貸付対象外(※2)	240,000円
保護者負担額	0円						
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	481,200円	100,000円	600,000円	
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	381,200円	118,800円		
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満	
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満	

【私立高校生を含んで2人の子どもを扶養する世帯(※3)】

標準授業料：60万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円						200,000円	100,000円(※2)	240,000円
保護者負担額	0円						100,000円		
府・支援補助金	303,000円	362,400円	421,800円	300,000円	381,200円	600,000円			
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	181,200円	118,800円				
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満			
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満			

通信制

標準授業料：1単位あたり10,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円					230,000円	130,000円	240,000円
保護者負担額	0円							
府・支援補助金	0円	9,400円	69,550円	129,700円	129,700円	250,000円		
国・就学支援金	250,000円	240,600円	180,450円	5,188円×25単位	5,188円×25単位	10,000円×25単		
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満		
年収めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満		

※1 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

※2 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上507,000円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯で大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

※3 年度末年齢が19歳(高校生は除く)以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限ります。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。(対象となる高校生および大学等の範囲は下記参照)

<高校生> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の対象となる以下の学校に通う生徒
※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

- ▽ 国公私立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
- ▽ 公私立専修学校(高等課程)
- ▽ 国公私立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
- ▽ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)
- ▽ 「調理師法」に基づく調理師養成施設(※)
- ▽ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設(※)
- ▽ 「理容師法」に基づく理容師養成施設(※)
- ▽ 「美容師法」に基づく美容師養成施設(※)
- ▽ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)
- (※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学等> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)
ただし、国公私立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなす

1年生の方

別表

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に在学の方

■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。
その場合、貸付年額を調整することができます。

全日制

授業料:60万円の場合

奨学資金貸付限度額	403,000円	463,000円	522,000円	582,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	303,000円	362,400円	421,800円	481,200円	481,200円	600,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円		
道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額 の合算 (保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

通信制

授業料:1単位あたり10,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円	110,000円	170,000円	205,000円	105,000円	225,000円
保護者負担額	0円	9,400円 376円×25単位	69,550円 2,782円×25単位	129,700円 5,188円×25単位	129,700円 5,188円×25単位	250,000円
国・就学支援金	250,000円 10,000円×25単	240,600円 9,624円×25単位	180,450円 7,218円×25単位	120,300円 4,812円×25単位		10,000円×25単
道府県民税所得割額及 び 市町村民税所得割額の 合算 (保護者合算)	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす(※1)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

2・3年生の方

別表

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の方

■ 奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。その場合、貸付年額を調整することができます。

全日制 標準授業料：58万円の場合

【私立高校等に通わせている人数が2人以下の世帯】

奨学資金貸付限度額	100,000円			300,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	283,000円	342,400円	401,800円	200,000円	461,200円	580,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	261,200円		
				118,800円		
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（保護者合算）	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす（※1）	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

【私立高校等に3人以上通わせている世帯（※1）】

奨学資金貸付限度額	100,000円			200,000円	貸付対象外（※2）	240,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	283,000円	342,400円	401,800円	100,000円	200,000円	580,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	361,200円	261,200円	
				118,800円		
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（保護者合算）	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす（※1）	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年取めやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

（※1）『私立高校等に3人以上通わせている世帯』とは、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯で、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯を言います。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。（対象となる私立高校等または大学等の学校の範囲は右記参照）

（※2）市町村民税所得割額が418,500円以上507,000円未満（年取めやす800万円以上910万円未満）の世帯のうち、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯で大阪府授業料支援補助金の交付対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となります。

通信制 授業料：1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円			205,000円	105,000円	225,000円
保護者負担額	0円					
府・支援補助金	0円	0円	44,550円	104,700円	104,700円	225,000円
国・就学支援金			1,782円×25単位	4,188円×25単位	4,188円×25単位	9,000円×25単位
	225,000円	225,000円				
	9,000円×25単位	9,000円×25単位	180,450円			
			7,218円×25単位	120,300円		
				4,812円×25単位		
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（保護者合算）	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年取めやす（※1）	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年取めやすは、4人世帯（父母、高校生1人、中学生1人）の場合の一例です。

私立高校等または大学等の学校の範囲

<高校段階> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校
※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

▽ 私立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）

▽ 公私立専修学校（高等課程）

▽ 国公私立高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）

▽ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所（※）

▽ 「調理師法」にもとづく調理師養成施設（※）

▽ 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設（※）

▽ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）

（※）専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

※ただし、国公私立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、大学等の学生とみなす

2・3年生の方

別表

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に在学の方

■ 奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。その場合、貸付年額を調整することができます。

全日制

授業料：40万円の場合

奨学資金貸付限度額	203,000円	263,000円	322,000円	382,000円	240,000円	240,000円
保護者負担額	103,000円	162,400円	221,800円	281,200円	281,200円	400,000円
国・就学支援金	297,000円	237,600円	178,200円	118,800円		
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（保護者合算）	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす（※1）	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

通信制

授業料：1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

奨学資金貸付限度額	100,000円	100,000円	145,000円	205,000円	105,000円	225,000円
保護者負担額	0円	0円	44,550円 1,782円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	104,700円 4,188円×25単位	225,000円
国・就学支援金	225,000円 9,000円×25単位	225,000円 9,000円×25単位	180,450円 7,218円×25単位	120,300円 4,812円×25単位		9,000円×25単位
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算（保護者合算）	0円・生活保護	85,500円未満	257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす（※1）	250万円未満	350万円未満	257,500円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満